

## 第1号

# SOS ニュース

**STOP！架空請求！身に覚えのない架空請求には応じない！！**

使ったことのない有料サイトの利用料などを支給してくる「架空請求」は消費生活条例に違反する不適正な行為です。

### ※ 架空請求とは？

ある日突然、使った覚えのない有料サイトの利用料金などの請求を送りつけてくる架空請求が増えています。架空請求の内容は、サイト管理者や債権回収業者を装った者が、下記のような支払いを請求してくるものです。

### 『最終通告』

この度ご通知致しましたのは、貴方が以前ご利用された「情報通信料金未納分」について、ご利用通信会社さまからご依頼を受けましたので至急当社までご連絡ください。（←電話をかけさせようとしている。）

尚、「電子消費者契約民法特例法（←このような法律はありません。）」上法務省認可通達書となっておりますので、当事務所にお客様からのご連絡なき場合には、やむを得ず裁判所からの書類通達後、指定の裁判所へ出廷となります。

また、裁判所の措置と致しましては、給与差し押さえ及び動産物差し押さえを強制執行（←脅かし文句です）させていただきます。

裁判所取り下げ最終期日平成21年〇月〇日（←緊急のように見せかけています）

担当090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

法務省認可特殊法人 〇〇債権回収（←デタラメです）

〒160-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇

※架空請求の文書が送られてきて、以下のチェックポイントがNOの場合

- P1 「サイトを使ったかもしれない」・・・これは架空請求を無視する。
- P2 「債権回収業者からの請求はきていない」・・・これは架空請求を無視する。
- P3 「裁判所からの呼び出しはきていない」・・・架空請求の疑いが濃い。
- p4 「サイトを見た時、料金がわかりやすく明記されている」・・・不当請求、基本は無視をする。

P 5 「延滞金や事務手数料などが法廷利率以内だ」・・・不当な請求。

\* P 1 から P 5 まで Y E S の場合は支払い前に、消費生活センターなどの公的機関に相談しましょう。悪質な業者かもしれません。

## ※架空・不当請求トラブルQ & A

### 【携帯電話編】

Q 1 : 利用した覚えのない有料サイトの料金支払い請求のメールが着いたけど。

A : 有料サイトを利用したことがなければ、一切支払う義務はありません。

(対策) 一番の有効策は、絶対に連絡せず、一切無視放置することです。電子メールに、「至急、連絡ください」とあっても、これから電話や返信メールをせず、一切無視することです。

Q 2 : 携帯電話の番号やメールアドレスから、私の名前や住宅がわかるの？

A : 契約者や住所などの個人情報、他人が電話会社などを通じて入手することはできません。

Q 3 : 支払わないと、「債権回収業者」取り立てに行くなどと脅されているけど。

A : 債権回収業者は、法務大臣から許可を受けた業者でなければ営むことができません。(債権回収に関する特別措置法第3条)。また、サイト利用料金は正規の債権回収業者が取り扱う債権ではありません。このケースは債権回収業を騙った不当請求とされます。

<対策> 脅迫口調の電話をしつこく何度もかえてくるなど悪質な場合は、警察などに相談すること。困ったときは近くの消費生活センターに相談すること。

Q 4 : 「個体識別番号」から、名前や住所がわかるのですか？

A : 「個体識別番号」から携帯番号の利用者や契約者の指名、住所は全体にわかりません。

Q 5 : 有料サイトの料金があまりにも高額なときは？

A : 有料を利用したかも知れない場合でも、請求書が本当のサイト業者であるかどうか疑わしいので、不当に高額な延滞料や調査料など請求してくる時は安易に支払いに応じないよう慎重に対応してください。

<対策> すでに支払ってしまった場合には、警察に「被害届け」を提出し、金融機関にも「振込口座」を報告すること。困ったときは近くの消費生活センターに相談下さい。

Q 6 : 請求の電話が怖いので、支払えばトラブルから逃れるか？

A : トラブルから逃れようと、あるいは請求額が定額だからと支払ってもトラブルの解決とならず、さらに高額な料金を請求される恐れもあるので、絶対に支払わない。

<対策> 安易に支払ったりすると、「請求すれば支払うかも」とみなされ、何回もまた、別の業者から根拠のない請求をされることになるので、絶対

支払わないこと。困った時は近くの消費生活センターに相談すること。

### 【ハガキ編】

Q1：身に覚えのない通信料の支払いを求める督促のハガキが来たけれど？

A：こうした督促ハガキは、悪質な業者が何らかの名簿を手に入れ、アトラダムに根拠のない支払いを求めたものです。絶対に連絡をとらず、一切無視する。

Q2：督促ハガキが来たけど、相手方に連絡をした方が良いか？

A：電話をすると、電話番号を自動的にキャッチされ、悪質な取り立てのための個人情報を提供することになる。絶対に連絡せず、一切無視し放置することです。

Q3：督促ハガキが来たので間違いだと思い電話したところ、逆に支払わなければ自宅や職場に行くと脅かされた？

A：しつこと請求されても無視することが一番です。これまで、悪質業者が自宅や職場に現れたことはありません。不安なときは消費生活センターに相談してください。

Q4：督促ハガキに「債権回収業者」で「裁判所の認可」を受けていると書いている？

A：法務大臣の認証を受けた「債権回収業者」であるとか、架空の法律名・弁護士名などを巧みに使い、入金がなければ裁判にするとか、自宅に回収に向くなどと、不安をあおった架空請求ハガキが増えています。債権回収は法務大臣の許可を受けた業者でなければ営業できません。このような請求は違法な取り立てです。一切無視して放置してください。

Q5：実在する公的機関や法律事務所の書いてある督促ハガキが着たけれど？

A：悪質な業者が、実在する機関名を悪用している架空請求ハガキが出回っています。ハガキに書いてある電話番号に連絡したり、振込みなどする必要はありません。不安なときは消費生活センターや弁護士会にお問い合わせください。

※ 架空・不当請求に騙されないように気をつけましょう。

(東京都生活文化部消費生活部)